

～特別児童扶養手当制度について～

5 手当を受けている方の届け出及び請求

次のような届け出（請求）が必要です。
忘れずに子育て健康課窓口へ届け出てください。

- ① 所得状況届…………… { 毎月8月11日から9月10日までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届を出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
- ② 受給資格喪失届…………… { 受給資格がなくなったときに出します。
- ③ 額改定（増額）請求書…………… { 対象児童が増えたとき、障がいの程度が重くなったときに出します。
- ④ 額改定届（減額）…………… { 対象児童が減ったとき、障がいの程度が軽くなったときに出します。
- ⑤ 受給者死亡届…………… { 受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。
- ⑥ 変更届…………… { 氏名、住所、金融機関の口座などを変更したときに出します。
- ⑦ 振込先口座申出書…………… { 振込先金融機関の口座を変更するときに届け出ます。
- ⑧ 証書亡失届兼再発行請求書…………… { 手当証書を破損したり汚したりなくしたときに出します。
- ⑨ 再認定請求書…………… { 認定の期限が定められ、その期限が到来したときに診断書を添えて出します。この請求書を出さないと、その期間は手当が受けられません。

届け出の用紙は、子育て健康課窓口を用意してありますので、印鑑を持参のうえ、お申し出ください。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

有料広告掲載欄

お困りではありませんか？
早めのご相談を！

例えば…

- 交通事故・示談の話が進まない…
 - 借金・毎月の返済に追われています…
 - 相続・兄弟でもめてしまっています…
 - 離婚・調停や裁判の対応はどうすれば？
- その他 慰謝料・不動産・会社法務など

近鉄四日市駅から徒歩1分！南改札口(東口)すぐ！
四日市市浜田町5番27号 第3加藤ビル5階
(1階にJTBが入ったビル)



「お気軽にお電話ください」 土曜日や夜間も対応可(要予約)
「経験を積んだ弁護士が迅速&丁寧に対応します！」

- ◆ 交通事故・借金問題のご相談は無料です ◆
- ◆ 一般法律相談料(初回) 30分 5,250円(税込) ◆

《予約制》 ☎ 059-350-2080

おいち
尾市法律事務所

弁護士 尾市淳二 (三重弁護士会所属)
(財)日弁連交通事故相談センター三重県支部相談員
鈴鹿市役所市民法律相談担当弁護士

